

意見書案第1号

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止と  
労働基準法に即した教職員の処遇改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣  
に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和8年3月5日 提出

牛久市議会議長 小松崎 伸 殿

提出者 出 澤 大  
賛成者 杉 森 弘 之

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止と  
労働基準法に即した教職員の処遇改善を求める意見書（案）

学校教育の現場では、教職員が長時間にわたる時間外勤務を余儀なくされる実態が、いまなお解消されていない。この長時間労働は、個々の努力で解決できるものではなく、制度及び人員配置に起因する構造的な問題である。

令和7年6月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号）が成立し、教職調整額の段階的引き上げ（令和8年1月から毎年1%ずつ、令和13年1月から10%へ）や、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定義務化・公表、主務教諭の新設など、処遇改善と働き方改革に向けた一定の前進は評価できる。

しかし、給特法の枠組み自体は維持され、定額での長時間労働を事実上容認する構造は残されたままである。

教職員の勤務の多くは校長等の管理職の指示のもとで行われており、「自主的・自発的勤務」を前提とする現行制度は、実際の勤務実態と乖離している。労働時間が適正に評価されず、時間外勤務手当も支給されない制度は、労働基準法の趣旨と整合しない側面を有している。

また、慢性的な教職員数の不足により、一人当たりの業務量が過大となっていることが、長時間労働の大きな要因である。授業に加え、校務、部活動、保護者対応、児童生徒への個別支援などが集中し、人的配置が追いついていない。

こうした状況は、教職員の退職増加や志願者減少を招き、教育の質の低下や子どもたちの学ぶ権利を脅かしている。地方自治体において現行の給特法の下では、教職員数の抜本的拡充を含む本質的な改善を行うことには限界がある。

よって、国においては令和7年の改正にとどまることなく、教職員の働き方と処遇を根本から見直し、下記事項を早急に実現することを強く要望する。

なお、給特法の廃止に際しては、現実的な移行期間を設けるとともに、国が責任をもって財源措置を講じ、地方財政への影響を最小限に抑える配慮を求める。

記

1. 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を廃止し、教職員についても労働基準法に基づく通常的时间外勤務手当を支給する制度へ移行すること。移行に際しては、現実的な期間を設定し、国による財源措置を確実に確保すること。
2. 教職員の勤務時間を適正に把握・管理し、実効性ある長時間労働是正策を法制度として確立すること。
3. 教職員定数を抜本的に改善し、学級編制の見直しや少人数教育の推進、加配教員や専門スタッフの恒常的配置など、人的体制の強化を国の責任において着実に実施すること。
4. 部活動や学校行事等についても、労働として正当に評価される仕組みを構築し、教職員

の過重な負担とならない体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

牛久市議会